

研修事業内容

| | |
|-----------------------|---|
| 法人情報 | 学校法人吉田学園（代表者 吉田祐樹） 札幌市中央区南3条西1丁目15番地 |
| 研修施設 | 吉田学園医療歯科専門学校 札幌市中央区南3条西1丁目11番1 |
| 理念（研修の目的） | 居宅介護サービスを充実させるため、視覚障がい者や全身性障がい者の移動介護従業者及び同行援護従事者の養成を図り、福祉社会への対応の一助とする。 |
| 研修事業 | 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程 同行援護従業者養成研修一般課程 |
| 研修施設、設備 | 介護バット、車いす、ポータブルトイレ、他介護用品 |
| 対象 | 吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科 学生 |
| 募集定員 | 各課程50名 |
| 受講期間 | 2月 |
| 受講料 | 吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科の学費（授業料及び教育充実費）に含まれているため、同学科の学費徴収をもって納入確認とする。ただし、テキスト代は、別途徴収する。 |
| 申込方法 | 吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科への出願をもって本研修申込みを兼ねることとする。 |
| 学則（居宅介護職員初任者研修課程運営要領） | 学則（居宅介護職員初任者研修課程運営要領）（添付第2号様式） |
| 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ | 豊富な経験を持つ講師による講義、近隣の公園、地下鉄駅、ショッピングセンターでの介護演習に加え、視覚障がいを持つ方たちにご協力いただき、車の乗り降り等介護支援を学習します。 |
| 課程編成責任者名 | 吉田学園医療歯科専門学校 副校長 三上 剛人 |
| 講習内容 | カリキュラム（別紙1） |
| 科目別特徴 | 近隣の公園、商業施設、地下鉄駅等で介護支援演習を実施する。 |
| 講師 | 講師一覧（別紙4） |
| 連絡先等 | 吉田学園医療歯科専門学校 札幌市中央区南3条西1丁目11番1 Tel 011-272-3030 副校長 三上 剛人 |

学 則
(居宅介護職員初任者研修課程運営要領)

1 研修の目的

居宅介護サービスを充実させるため、視覚障がい者や全身性障がい者の移動介護従業者及び同行援護従事者の養成を図り、福祉社会への対応の一助とする。

2 研修の名称

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程
同行援護従業者養成研修一般課程

3 研修の要旨

| 研修課程 | 事業所の所在地 | 研修形態 | 修了年限 | 研修期間 | 定員(人) | 受講料(円) | 受講対象者 |
|---------------------|---------|------|------|------|-------|--------|--------------------|
| 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程 | 札幌市 | 昼間 | 2月 | 2月 | 50 | 0 | 吉田学園医療歯科専門学校視能訓練学科 |
| 同行援護従業者養成研修一般課程 | 札幌市 | 昼間 | 2月 | 2月 | 50 | 0 | 吉田学園医療歯科専門学校視能訓練学科 |

4 受講手続

(1) 申込み

吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科への出願をもって本研修申込みを兼ねることとする。

(2) 受講料

本学則2の各研修の受講料「0円」は、吉田学園医療歯科専門学校 視能訓練学科の学費(授業料及び教育充実費)に含まれているため、同学科の学費徴収をもって納入確認とする。ただし、テキスト代は、別途徴収する。

5 研修時間数

研修時間数は、別紙1「全身性障害者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム」及び「同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム」のとおりとする。

6 研修の免除

免除科目は、別紙2のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。

7 主要テキスト

- (1)「ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編 第2版」 中央法規出版
- (2)「同行援護従業者養成研修テキスト 第3版」 中央法規出版

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の研修開始前と終了後に出席簿等により出欠確認を行う。

(2) 成績の評定方法

講義・演習については、原則として研修教科別の成績評定は行わない。

(3) 修了の認定方法

講義・演習については、研修教科のすべてに出席しなければならない。ただし、欠席した教科については、補講を受けることにより、出席したものとして扱う。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙3の修了証明書を交付する。

9 退学規定

吉田学園医療歯科専門学校学則第24条及び第25条の退学及び除籍の条項の定めによる。

10 その他

その他必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この学則は、平成29年9月1日から改定施行する

(別紙1)

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

| 教科名 | 学習内容 | 修得に必要な時間数※ |
|---------------------------------|---|------------|
| I 講義 12時間 | | |
| 1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義 (3時間) | | |
| (1) 障害者総合支援制度とサービス | ・障がい者 (児) 福祉の背景と動向 ・障害者自立支援制度とサービスの種類、内容とその役割 | 2 |
| (2) 移動介護の制度と業務 | ・移動介護の制度 ・移動介護従業者の業務 | 1 |
| 2 身体障がい者居宅介護等に関する講義 (3時間) | | |
| (3) 居宅介護概論 | ・居宅介護の社会的役割 ・居宅介護の制度と現状 ・居宅介護業務の基本 ・関連機関との連携 | 2 |
| (4) 居宅介護従業者の職業倫理 | ・福祉業務従事者としての倫理 ・居宅介護においてとるべき基本的態度 | 1 |
| 3 全身性障がい者の疾病、障害等に関する講義 (2時間) | | |
| (5) 重度肢体不自由者 (児) における障害の理解 | ・肢体不自由の原因疾患 (脳性まひ、脳血管障害、頸髄損傷など) 及び症状の理解 ・肢体不自由者 (児) の社会参加 ・移動介助の際の留意点 | 1 |
| (6) 介助に係わる車いす及び装具等の理解 | ・車いすの構造と機能 ・電動車いすの構造と機能 ・重度肢体不自由者用の車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能 | 1 |
| 4 基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義 (3時間) | | |
| (7) 姿勢保持について | ・良好な姿勢の必要性 ・良好な姿勢保持の方法 ・姿勢保持の留意点 | 1 |
| (8) コミュニケーションについて | ・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある人への接し方 | 1 |
| (9) 事故防止に関する心がけと対策 | ・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・安全な食事介助 ・介助者自身のからだの保護 | 1 |

| 教科名 | 学習内容 | 修得に必要な時間数 |
|------------------------------|---|-----------|
| 5 障がい者の心理に関する講義（1時間） | | |
| (10) 障がい者（児）の心理 | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の心理と人間関係 ・肢体不自由者の心理的特徴 | 1 |
| I 演習 4時間 | | |
| 1 車いすでの移動の介護に係る技術に関する演習（4時間） | | |
| (1) 抱きかかえ方及び移乗の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・床と車いすの移乗 ・ベッドと車いすの間の移乗 ・2人の介助者で行う場合 | 1 |
| (2) 車いすの移動介助 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いすの取扱い方 ・車いす移動介助における注意（雨の日） ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点 | 2 |
| (3) 生活行為の介助 | <ul style="list-style-type: none"> ・食事の介助方法 ・衣服着脱の介助方法 ・排泄の介助方法 | 1 |

※1時間を60分とする

(別紙1)

同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム

| 教科名 | 学習内容 | 修得に必要な時間数※ |
|---------------------------------------|--|------------|
| I 講義 12時間 | | |
| 1 視覚障がい者(児)の福祉サービスと同行援護の制度に関する講義(3時間) | | |
| (1) 視覚障がい者(児)の福祉サービス | <ul style="list-style-type: none">・障がい者福祉の背景と動向・障がい者福祉の制度とサービス・視覚障害の概念と定義・視覚障害の現状・視覚障がい者の移動支援制度の変遷・移動支援と同行援護・移動に係る制度 | 1 |
| (2) 同行援護の制度と従業者の業務 | <ul style="list-style-type: none">・同行援護概論・同行援護従業者の職業倫理・同行援護の制度・同行援護制度の利用・同行援護従業者の業務・リスクマネジメント(緊急時対応)・実務上の留意点 | 2 |
| 2 障がい者の障害・疾病に関する講義(2時間) | | |
| (3) 傷害・疾病の理解① | <ul style="list-style-type: none">・視覚障がい者についての理解・視覚障害の実態とニーズ・「見え」の構造・同行援護の留意点 | 2 |
| 3 障がい者(児)の心理に関する講義(1時間) | | |
| (4) 障がい者(児)の心理① | <ul style="list-style-type: none">・先天性視覚障がい者の心理・中途視覚障がい者の心理 | 1 |
| 4 情報支援と情報提供に関する講義(2時間) | | |
| (5) 情報支援と情報提供 | <ul style="list-style-type: none">・言葉による情報提供の基礎・移動中の口頭による情報支援・状況や場面別での情報提供 | 2 |
| 5 代筆・代読の基礎知識に関する講義(2時間) | | |
| (6) 代筆・代読の基礎知識 | <ul style="list-style-type: none">・代筆・代読・点字、音訳の基礎・情報支援機器の種類・自ら署名・押印する方法など | 2 |

| 教科名 | 学習内容 | 修得に必要な時間数※ |
|------------------------|---|------------|
| 6 同行援護の基礎知識に関する講義（2時間） | | |
| (7) 同行援護の基礎知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・視覚障がい者への接し方 ・同行援護中の留意点 ・歩行に関する補装具・用具の知識 ・日常生活動作に関する用具の知識 ・環境と移動に伴う機器 | 2 |
| I 演習 8時間 | | |
| 1 移動支援に係る技術に関する演習（8時間） | | |
| (1) 基本技能 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつから基本姿勢まで ・基本姿勢と留意点 ・してはいけないこと ・歩行、曲がる ・ドアの通過 ・いすへの誘導 ・段差・階段 ・交通機関の利用の基本 | 4 |
| (2) 応用技能 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に応じた歩行 ・さまざまな階段 ・エレベーター ・エスカレーター ・車の乗降 ・食事 ・トイレ ・車いすの利用の視覚障がい者への対応 | 4 |

※1時間を60分とする

(別紙2)

免 除 可 能 科 目

- 1 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 障害・疾病の理解①
 - (3) 障がい者（児）の心理①

- 2 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合
 - (1) 障害者総合支援制度とサービス
 - (2) 居宅介護概論
 - (3) 居宅介護従業者の職業倫理
 - (4) 障がい者（児）の心理

- 3 北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合
 - (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス
 - (2) 同行援護の制度と従業者の業務
 - (3) 障害・疾病の理解①
 - (4) 障がい者（児）の心理①
 - (5) 同行援護の基礎知識
 - (6) 基本技能
 - (7) 応用技能

- 4 現に講師を務める者（所属事業所において、講師を務める課程を受講する場合に限る。）が講師を務める課程において、現に担当している科目

修了証明書

第 号

修了証明書

氏名

年 月 日生

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号)に規定する研修の(別記)課程を修了したことを証明する。

年 月 日

学校法人 吉田学園
理事長 ○○ ○○ 印

号

第

修了証明書(携帯用)

氏名

年 月 日生

「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18年 9月 29日厚生労働省告示第 538号)に規定する研修の(別記)課程を修了したことを証明する。

年 月 日

学校法人 吉田学園
理事長 ○○ ○○ 印

(別記)

全
身
性
障
害
者
移
動
介
護
従
業
者
養
成
研
修
課
程
同
行
援
護
従
業
者
養
成
研
修
一
般
課
程

講師一覧

全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

| 氏名 | 担当教科 | 資格名 |
|-------|--|---|
| 杉浦理恵 | 障害者総合支援制度とサービス、移動介護の制度と業務、障がい者(児)の心理 | 福祉系学校教員 社会福祉士 |
| 田中賢治 | 姿勢保持について、コミュニケーションについて、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助、障害者総合支援制度とサービス、移動介護の制度と業務、居宅介護概論、居宅介護従事者の職業倫理 | 福祉系学校教員 介護福祉士 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了 |
| 喜田俊恵 | 姿勢保持について、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助、障がい者(児)の心理 | 看護師 福祉系学校教員 |
| 小林智子 | 障害者総合支援制度とサービス、移動介護の制度と業務、居宅介護概論、居宅介護従業者の職業倫理、障がい者(児)の心理 | 福祉系学校教員 社会福祉士 |
| 宮下史恵 | 姿勢保持について、事故防止に関する心がけと対策、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助 | 研修課程修了者 介護福祉士 福祉系学校教員 |
| 提嶋紀枝 | 移動介護の制度と業務、事故防止に関する心がけと対策、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助 | 研修課程修了者 視能訓練士 |
| 佐々木明美 | 事故防止に関する心がけと対策、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助 | 研修課程修了者 |
| 高橋綾 | 重度肢体不自由者(児)における障害の理解、介助に係る車いす及び装具等の理解、コミュニケーションについて | 福祉系学校教員 介護福祉士 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了 視覚障害者移動介護従事者養成研修課程修了 |
| 山谷博美 | 姿勢保持について、重度肢体不自由者(児)における障害の理解、介助に係る車いす及び装具等の理解、コミュニケーションについて、事故防止に関する心がけと対策、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助、障害者総合支援制度とサービス、移動介護の制度と業務、居宅介護概論、居宅介護従事者の職業倫理 | 福祉系学校教員 介護福祉士 |
| 佐久間愛 | 移動介護の制度と業務、事故防止に関する心がけと対策、抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助、生活行為の介助 | 研修課程修了者 視能訓練士 |

講師一覧

同行援護従業者養成研修一般課程

| 氏名 | 担当教科 | 資格名 |
|------|--|-------------------------|
| 杉浦理恵 | 障害・疾病の理解①、障がい者(児)の心理①、基本技能、応用技能 | 看護師 福祉系学校教員 |
| 田中賢治 | 障害・疾病の理解①、障がい者(児)の心理①、基本技能、応用技能 | 看護師 福祉系学校教員 |
| 喜田俊恵 | 情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識、同行援護の基礎知識、基本技能、応用技能 | 介護福祉士 福祉系学校教員 |
| 小林智子 | 視覚障がい者(児)の福祉サービス、同行援護の制度と従業者の業務、障がい者(児)の心理① | 社会福祉士 福祉系学校教員 |
| 宮下史恵 | 情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識、同行援護の基礎知識、基本技能、応用技能、視覚障がい者(児)の福祉サービス、同行援護の制度と従業者の業務 | 介護福祉士 福祉系学校教員 |
| 提嶋紀枝 | 障害・疾病の理解①、障がい者(児)の心理①、基本技能、応用技能 | 看護師 福祉系学校教員 |
| 藤戸章子 | 視覚障がい者(児)の福祉サービス、同行援護の制度と従業者の業務、障がい者(児)の心理① | 社会福祉士 福祉系学校教員 |
| 小宮康生 | 情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識、同行援護の基礎知識、基本技能、応用技能 | 介護福祉士 ガイドヘルパー養成研修修了者 |
| 宮下康宏 | 情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識、同行援護の基礎知識、基本技能、応用技能 | ガイドヘルパー養成研修修了者 視能訓練士 |
| 山谷博美 | 情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識、同行援護の基礎知識、基本技能、応用技能 | ガイドヘルパー養成研修修了者 視能訓練士 |
| 佐久間愛 | 情報支援と情報提供、代筆・代読の基礎知識、同行援護の基礎知識、基本技能、応用技能 | 視覚障害生活訓練専門職員 福祉系学校教員 |